

確定申告が始まります！

平成 17 年分の所得税の確定申告は

2月16日(木)から3月15日(水)までです。

所得税の確定申告と納税は正しくお早めに！

確定申告をしなければならない人

事業や不動産収入のある方、土地や建物を売った方などで平成17年中の所得金額の合計額から基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除その他所得控除の合計額を差し引き、その金額を基に算出した税額が配当控除額を超える場合
 給与所得者で、給与の収入が2,000万円を超える場合
 給与を1カ所から受けている人で、給与や退職所得以外の所得が20万円を超える場合
 給与を2カ所以上からもらっている場合

申告に必要なもの

収入や経費の内容がわかる書類
 平成17年分の給与や公的年金等の源泉徴収票
 生命保険料、損害保険料、国民健康保険料等の領収書・証明書など支払金額のわかるもの
 * 事業(農業を含む)収入、不動産収入のある方は、必ず収支内訳書等を提出して下さい。



申告書は、自分で書いて税務署へ郵送することもできます！

確定申告書の作成は、決して難しいものではありません。ご自分で書いて、早めに郵送で提出しましょう。
 観音寺税務署では、2月16日から3月15日までの間(土・日曜日および祝日を除く)、ご自分で確定申告書を作成される方のためにアドバイスを行いますので、不明な点がございましたら、お気軽に税務署までお問い合わせください。

* 国税庁ホームページ【<http://www.nta.go.jp>】の「確定申告書作成コーナー」では、画面の指示にしたがって金額等を入力することにより、確定申告書を作成することができます(カラープリンタをご使用ください。)ので、どうぞご利用ください。また、自宅に居ながらにして申告や納税ができる「e-Tax(国税電子申告・納税システム)」もご利用いただけます。手続きの詳細については、e-Taxホームページ【<http://www.e-tax.nta.go.jp>】またはヘルプデスク(0570-015901)でご確認ください。

贈与税の申告と納税をお忘れなく！

平成17年1月1日から平成17年12月31日までの1年間に、110万円を超える財産を個人からもらったときは、贈与税がかかります。

平成17年分の贈与税の申告と納税も2月1日(水)から3月15日(水)までです。

贈与税にも配偶者控除

婚姻期間が20年以上の夫婦間で行われる居住用不動産の贈与、または居住用不動産を取得するための金銭の贈与の場合、一定の要件に該当する場合には、申告をすることにより、基礎控除のほかに最高2,000万円までの配偶者控除が受けられます。

住宅取得資金

父母または祖父母から住宅取得資金の贈与を受けた人で、一定の要件に該当する場合は、申告することにより贈与税が軽減されます。

問い合わせ

観音寺税務署

25

2191

消費税法改正のポイント

平成 16 年 4 月 1 日から適用されている、消費税法の主な改正点は次のとおりです。

納 税義務が免除される、基準期間の課税売上高の上限が、1 000 万円(改正前 3 000 万円)に引き下げられました。



簡 易課税制度を適用することができる基準期間の課税売上高の上限が、5 000 万円(改正前 2 億円)に引き下げられました。



新たに消費税の課税事業者となる方は届出を

個人事業者の方で、平成 15 年分の課税売上高が 1000 万円を超える方は、平成 17 年中は、消費税の課税事業者となり、消費税の課税事業者届出書の提出および申告と納税が必要となります。

納付税額の計算方法

消費税の納付税額の計算方法には、「一般課税」と「簡易課税」の 2 つの計算方法があります。

一般課税

課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除して、納付する消費税額を計算します。

この場合、課税仕入れ等の事実を記録した帳簿と請求書等の両方の保存がなければ、仕入れや経費の支払いの際の消費税分を控除することができません。

簡易課税

課税売上げに係る消費税額に、事業に応じた一定の「みなし仕入率(例えば、農業は 70%)」を乗じた金額を課税仕入れ等に係る消費税額とみなして、納付する消費税額を計算します。

この場合、課税売上高を事業(小売業、製造業など)ごとに帳簿等で区分しておく必要があります。

計算方法の選択

「一般課税」により計算するのが原則ですが、前々年の課税売上高が 5000 万円以下の方は、事前に「簡易課税制度選択届出書」を提出することにより、「簡易課税」により計算することができます。

「簡易課税制度選択届出書」は、簡易課税制度を選択しようとする年の前年の 12 月末までに提出してください。

また、既に「簡易課税制度選択届出書」を提出している方で、一般課税へ変更する場合も届出が必要となります。

振替納税制度のご利用を

個人事業者の所得税や消費税(地方消費税を含む)の納税の方法に、振替納税の制度があります。

この制度を利用すれば、金融機関の預貯金口座から振替によって、納税することができるので、うっかり納期限を忘れてしまうこともなく、安全でたいへん便利です。

振替納税をぜひ、ご利用ください。

新たに振替納税を希望される場合は、税務署または預貯金先の金融機関に、「預貯金口座振替依頼書」を提出してください。

申告と納税について不明な点などがあれば、お気軽に税務署までお問い合わせください。